

中小企業信用保険法第2条第5項第7号による認定について

(金融取引の調整)

● 認定基準

次の各号を満たす方は「文京区長」の認定が受けられます。

- 1 中小企業者であり、東京信用保証協会の定める「保証対象業種」であること。
- 2 同一事業を1年以上営んでいること。
- 3 法人の場合、文京区に本店登記があること。
個人の場合、文京区に事業の本拠があること。
※法人の場合、実際の事業所の所在地が文京区外であっても、本店登記が文京区内にあれば、認定申請先は文京区長となります。
- 4 次の各号すべてに該当すること
 - (1) 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、金融機関からの総借入金残高のうち、指定金融機関からの借入金残高の占める割合が10%以上であること。
 - (2) 申請者の指定金融機関からの直近（原則、申請日より1ヶ月前まで）の借入金残高が前年同期比で10%以上減少していること。
 - (3) 申請者の金融機関からの直近（原則、申請日より1ヶ月前まで）の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

● 認定による効果

東京信用保証協会の**経営安定関連保証**を利用することができます。

※ 一般保証制度に比べ、信用保証料の料率が低い分、負担が少なくなります。

● 必要書類

- 1 認定申請書 2部（1部作成し、コピー後2部とも押印してください。）
- 2 法人登記簿謄本（法人の場合） 1部（原本。発行後3か月以内）
- 3 直近事業年度の確定申告書及び決算書の写し 1部
※ 申告書・決算書については前頁コピー願います。電子申告の場合は、受信通知のコピーも必要です。
- 4 全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高等が確認できる直近及び前年同月期分の書類（例：残高証明書、借入証書、直近3ヶ月以内の決算期で比較する場合は直近事業年度及び前事業年度の確定申告書及び決算書等） 各1部
- 5 許認可証の必要な業種は、許認可証の写し 1部

● 注意事項

- 1 認定を受けたとしても融資が受けられるかどうかは、金融機関及び保証協会の審査によります。審査結果によっては、融資が受けられないこともあります。
- 2 東京信用保証協会へは、認定書に記載されている有効期間内に受付されるようご提出ください。
- 3 金融機関の担当者が中小企業者（申請者）の代理として窓口で認定の申請手続を行う場合には、中小企業者からの委任状を有していることが必要になります。

● 認定を受けることにより利用できる融資制度

1 文京区の融資あっせん

緊急事業資金（不況業種等向け） 限度額：1,000万円（注）、実質利率：0.3%以下

※ 事業所が区外にある場合は、区の制度融資あっせんを受けることはできません。

注：代表者（法人、個人とも）が文京区民の場合は、1,200万円までとなります。

または、

2 東京都の融資あっせん

経営支援融資「市区町村認定書必要型」（略称：経営セーフ）

詳細は**東京都産業労働局金融部金融課金融係**（Tel 5 3 2 0 - 4 8 7 7）にご相談下さい。

● 文京区の「緊急事業資金」の申込みを希望される場合

「緊急事業資金」を申し込むには、上記中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による文京区長の認定を受けていること、かつ、文京区で引き続き1年以上事業を営んでいることが前提となります。認定申請と融資あっせん申込みは同時に行えます。ただし、緊急事業資金のお申込は事業者本人が行なってください。

融資あっせん申込みのための必要書類につきましては、パンフレット「**文京区中小企業向け融資あっせん制度のご案内**」をご覧ください。なお、次の書類は不況業種の認定申請に必要な書類と重なりますので、認定申請と融資あっせん申込みを同時に行う場合は、1部ずつで結構です。

- ・ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 直近事業年度の確定申告書及び決算書の写し
- ・ 許認可の必要業種は、「許認可証」の写し

● 認定申請書の提出先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時30分～午後4時30分

● お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部 Tel 03-5842-6731

（文京シビックセンター地下2階）

文京区経済課産業振興係 Tel 03-5803-1173

（文京シビックセンター地下2階）